

## [事案 28-73] 契約見直無効等請求

・平成 28 年 12 月 27 日 和解成立

### ＜事案の概要＞

契約見直し時、契約者が募集人から説明を受けておらず、希望していた保障内容・保障金額と異なる見直しが行われたことを理由に、契約見直しの取消しを求めて申立てのあったもの。

### ＜申立人の主張＞

契約者は、平成 20 年に契約した終身医療保険について、平成 26 年 1 月に見直しを行ったが、以下の理由により、契約の見直しを取消してほしい。

- (1) 申立人(契約者の配偶者)が募集人に対して、見直し前契約の「がん保険」は残しておいてほしいと言っていたのに、解約された。
- (2) 募集人は、申立人に対して、見直し後の入院給付金の日額が 2 万円であるとの誤った説明を行った。
- (3) 契約者は、募集人から説明を受けていない。

### ＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が募集人に対して、見直し前契約の「がん保険」は残しておいてほしいと言った事実はない。
- (2) 募集人は、申立人に対して、見直し後の入院給付金の日額が 2 万円であるとの誤った説明をしていない。
- (3) 募集人は、契約者と申立人が同席している場で説明している。

### ＜裁定の概要＞

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続き中、申立人および募集人に対して、契約見直し時の状況を把握するため、事情聴取を予定していたところ、保険会社から、契約見直し時の状況を考慮した和解案の提示があった。審理の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。